

官報

号外 昭和三十八年十月十八日

○第四十四回 衆議院會議録 第三号

昭和三十八年十月十八日(金曜日)

議事日程 第二号

昭和三十八年十月十八日

午後一時開議

一 國務大臣の演説

○本日の會議に付した案件

池田内閣總理大臣の所信に關する演説

大平外務大臣の外交に關する演説

田中大蔵大臣の財政に關する演説

オリンピック東京大会の準備等に

必要な資金に充てるための寄附

金付き製造たばこの販売に關す

る法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

衆議院議員の総選挙に關する臨時

特例法案(公職選挙法改正に關

する調査特別委員長提出)

肥料審議会委員任命につき国会法

第三十九条但書の規定により議

決を求めるの件

科学技術會議議員任命につき同意

を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同

意を求めるの件

午後一時七分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を
開きます。

國務大臣の演説

○議長(清瀬一郎君) 内閣總理大臣か
ら所信に關する演説、外務大臣から外
交に關する演説、大蔵大臣から財政に
關する演説のため、発言を求められて
おります。順次これを許します。内閣
總理大臣池田勇人君。

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) 私は、過
る九月二十三日から約二週間、フィリ
ピン、インドネシア、オーストラリ
ア、ニュージーランドの諸國を訪問し
て、今日六日に歸國いたしました。

今回の旅行を通じ、私は、これらの
諸國でいずれも、深い信頼と強い期待
を寄せられました。(拍手) かつて私
が、占領下において、初めてアメリカ
に使用した當時を思い起こすとき、ま

さに隔世の感があり、まことに感慨を
禁じ得ないものがあります。(拍手)

ある國の首腦者は、「日本は、ぜひ
自由陣營の三本の柱の一つになっても
らなければ困る」と語り、また、あ
る國の首腦者は、「日本は、みずからの
力の大きさをあまりにも知らな過ぎる
と思う」と私に直言してくれたのであ
ります。(拍手)

日本に對するこうした信頼と期待
を、各國の指導者のことばのみなら
ず、民衆が示した真情あふる歓迎の
態度からも、直接に感じることがで
きたのであります。

申すまでもなく、私の受けた名誉と
厚遇、信頼と期待は、私個人に向けら
れたものではなく、日本国民全体に寄
せられたものであります。(拍手) 敗戦
から占領、占領から独立へと、國家再
建の苦しい道をひたむきに走ってきた
日本民族すべての努力と能力の成果で
あり、また、その反映にほかなりませ
ん。これはわが國が、自由と民主主義
のもと、經濟の飛躍的な發展を遂げ、
近代國家として確固たる地歩を世界の
中に占めつつある事實を、各國の國民
が高く評価していること、今後、さら
にわが國が一そり繁榮していく可能性

を確信し、注目していることを物語る
ものであります。(拍手)

私は、國民の一人として、わが國の
今日の隆盛を喜ぶとともに、これらの
國々と相携えて、アジア及び西南太平
洋の安定と繁榮、ひいては世界の平和
に寄与するために、内政・外交一体の
原則を堅持しつつ、わが國力の画期的
な充實強化に、さらに新たな決意を
もって取り組む所存であるのでありま
す。(拍手)

内政一般について申し上げます。

政治の目標は、すべての面で國民生
活が向上する社會の実現であります。
經濟、教育、文化、衛生、社會福祉等
あらゆる分野において、その水準を年
とともに高め、青年が未來に希望を託
す、活力のみなぎった明るい豊かな社
會を築き上げることであるのでありま
す。この信念のもとに、私は組閣以
来、各般の施策を進めてまいりまし
た。

この間、内外の情勢はまことに大き
な變化を示しました。特に注目すべき
は、わが國經濟の目ざましい成長であ
ります。すなわち、國民總生産は、昭和
三十四年度の十二兆五千億圓から昭和
三十八年度には二十一兆圓の水準をこ
えつつあり、國民一人当たりの實質所

得は、最近の三年間で三四%、実質消費支出は、二五%の向上を見ました。

また、高度成長の過程において、都市と農村の所得格差、大企業と中小企業との賃金格差は縮小しつつあり、雇用の増加は毎年百万人をこえ、失業者は著しく減少いたしました。(拍手)

一方、国際経済の面においても、この三年間に、わが国の貿易総額は、七十五億ドルから百六億ドルと四一%の増加を見ました。これは、世界貿易の伸びに比して、約二倍に当たるのであります。わが国は、現在すでに九二%の貿易自由化を行ない、ガットの場を通じて世界貿易の拡大に寄与いたしておりますが、さらに、IMF八条国への移行、OECDへの加盟を予定するなど、わが国の国際的な役割りは、一段と重きを加えてまいったのであります。(拍手)

三年前に発足いたしました所得倍増計画は、国民に力強い希望と目標を与え、民族の若々しい創造力と活力を十二分に引き出したのであります。同時に、それは生産性向上を目ざす日本経済の近代化革新を招来し、経済、社会の発展の推進力として歴史的な役割りを果たしつつあるのであります。私は、本計画の成果にかんがみ、今後

引き続き施策の基本としてまいる決意であります。(拍手)

しかし、過去三年間に見られる高度成長により、十年を予定した所得倍増は、一兩年早く達成が可能となり、計画遂行上かなりのゆとりを生じたのであります。このゆとりを活用して、立ちおくれしている農業、中小企業を近代化するための強力な措置を講じ、産業間に調和のとれた健全な経済発展をはかることといたしました。(拍手)

農村に対する私の念願は、産業立地に適応した工場の地方分散を促進して、兼業農家に雇用の機会と農業所得の増加を約束しつつ、専業農家の経営規模を拡大し、資本設備を高め、近代化した農業経営を育成して、新しい村づくりを実現することであるのであります。(拍手)

私は、今夜、農業基本法の定める方向に従い、土地改良など生産条件の整備、機械の導入等による経営の近代化、積極的な技術指導、工場の誘致等新農村の建設には、財政、金融の力を結集してこれに当たり、農業生産の選択的拡大と生産性の大幅な向上を実現して、後継者が安心して農業に従事し、喜んで専念し得るよう画期的な措置を講じてまいる所存であります。

置を講じてまいる所存であります。(拍手)

中小企業もまたわが国において重要な地位を占めております。開放経済への移行、労働力不足等新しい経済環境のもとにおいて中小企業を健全化し、近代的な企業に発展させるためには、大企業との生産性の格差を是正する以外に道はありません。これがため、私は、中小企業基本法の制定を機として、自己資本の充実、設備の近代化、事業の共同化、技術水準の向上、小規模企業の経営の改善等近代化施策を一そり拡充強化する所存であります。(拍手)

なかならず、少ない人手で高い能率を発揮するためには、設備を近代化しなければなりません。そのため、財政資金の確保など抜本的措置を講じたいと存じます。(拍手)また、近代化のおくれ

ている商業部門については、特に、協業化を促進する等合理的な販売機構の確立をはかってまいりたいと考えております。これら施策の浸透が、中小企業者の創意とくふう、自主的努力と相まって、中小企業の安定と進歩を実現し、そこに働く人々の生活水準をおのずから向上するものと確信する次第であります。(拍手)

日本経済の地域的発展は、京浜、阪神、中京を中心として求心的な構造をとり、一方において地域格差の拡大、他方において過大都市の発生をもたらしました。

私は、広く高い視野に立ち、首都圏や近畿圏の大都市再開発、新産業都市や工業整備地域の育成、新しい農業地域の確立等地域の特性に応じて国土開発の拠点を全国的に想定し、各地域の住民の福祉が均衡を保ちつつ向上するよう努力いたしたいと存じます。(拍手)

さらに、この広範な開発地域は、道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設、電信、電話、テレビ、ラジオ等の通信機関によって、立体的、総合的に結び合わされ、地域間の格差は正はもとより、近代化に伴う各種の恩恵が国土の末端まで徹底するよう、各般の施策を強力に推進する所存であります。(拍手)

また、各地域内の開発のため、住民生活の基盤となる住宅、教育施設、上下水道など生活環境施設の充実強化には、格段の努力を傾注し、特に、住宅については、一世帯一住宅を目標として強力な対策を講じ、できるだけすみ

やかに住宅難を解消いたしたいと存じます。(拍手)

社会保障につきましては、所得保障、医療保障の両面にわたり長期的な視野に立つて内容の充実強化につとめるとともに、低所得者、老人、児童、母子、心身障害者等に対する各種の福祉対策を積極的に推進し、もって福祉国家の実現を期する考えであります。(拍手)

これら国づくりの施策と並んで、その根幹となる人づくりは、国家百年の大計であります。

祖国愛に目ざめ、高い知性と豊かな情操と強い意思を身につけ、たくましい創造力と開拓者精神にあふれて、国家、社会、人類に奉仕せんとする青少年の育成こそ、人づくりの基本であります。偉大なる民族の発展は、このような健全な青少年の双肩にかかっていると存じます。この目標に到達するため、愛情深き家庭のしつけ、国民から信頼され、尊敬される教育者による学校教育、地域、職域における国民みずからの創意とくふうと努力による陶冶が必要であります。特に、宗教的な情操、敬虔な人生観を養い、人間としての徳性の涵養を目ざすことは、最も重要な一面であると存じます。(拍手)

れがため、教育環境の整備は、一日もゆるがせにできません。

私は、今後も引き続き青少年の育成のため、教育者の資質の向上、道徳教育の充実、家庭教育の振興、勤労青少年の福祉の増進等の諸施策を、積極的、かつ、総合的に推進してまいりたいと存じます。さらに、人間形成の基礎は、幼児期につちかわれることにかんがみ、家庭における児童が、心身ともにすこやかに育つよう、国民の努力を期待しつつ、各級の措置を講じてまいりたいと存じます。(拍手)

治安の確立なくしては、幸福な国民生活を達成することはできません。この数年、刑事犯罪は横ばいの状態でありましたが、その内容は非行青少年の増加、暴力犯罪の悪質化等憂慮すべきものがあります。政府は、今後、関係機関の機能の充実強化と必要な法規の整備をはかるとともに、青少年の非行防止のため、社会環境の浄化、教育の充実等を含む幅広い総合的な施策を実施し、平和な国民生活の確保を期する所存であります。

私は、高い理想と強い責任感をもって、この人づくり、国づくりの歴史的な課題に全力をあげて取り組む決心であります。

あります。(拍手)

当面の経済情勢について申し上げます。

最近の経済動向を見ますと、個人消費の堅調と輸出の好調が需要のささえとなり、鉱工業生産は生産財を中心に伸長して、景気の基調は安定した成長を示していますので、本年度の実質成長率は、当初の見込みの六％をこえ、七％余になるものと考えております。

国際収支は、鉱工業生産水準の上昇、国際糖価の値上がり等によって輸入が増加し、貿易収支の赤字幅も拡大する気配が見られますが、反面、卸売り物価の安定と海外環境の好調から輸出は著しく増加し、また、資本収支面でも、長期資本が大量に流入しているため、アメリカの利子平衡税創設の影響を考慮に入れたとしても、本年度においては予想を上回る黒字が期待できますので、総合収支では年度間を通じては均衡を維持し得るものと確信いたします次第であります。(拍手)

今後、わが国経済が、新しい国際環境に適應して発展するためには、輸出の安定的拡大と、海運その他貿易外収支の改善に画期的な施策を講ずるとともに、国内の資金需要に対応して外資の秩序ある導入をはかり、長期にわた

り、国際収支の均衡を維持することがぜひとも必要であります。これがため、経済外交の推進、輸出秩序の確立、産業の国際競争力の強化、国産品の愛用並びに海運の集約化、観光事業の推進等各般の措置を強力に講じてまいりたいと存じます。

租税負担については、国税、地方税を通じて平年度二千億円近い規模の減税を断行する決意であります。(拍手) また、所得税を軽減するとともに、所得税を納めない階層にも住民税等を軽減いたします。次に、耐用年数の短縮を中心とした法人税を軽減し、企業の体質改善をはかる考えであります。また、金利負担の軽減につきましても、政府関係金融機関の資金の確保に格段の努力をいたすこととしておりますが、民間金融機関も、開放経済のもとにおけるその責務の重要性にかんがみ、新しい見地から協調の態勢を整え、実質金利の引き下げをはかり、経済の新局面にふさわしい金融秩序の確立を強く期待いたしております。

次に物価対策について申し上げます。わが国経済が高度の成長を遂げた反面、卸売り物価の安定にもかかわらず、消費者物価がひとり上昇の基調を

示していることはゆるがせにできません。

消費者物価の上昇は、消費構造の急速な変化に、供給態勢が即応し得なかつたこと、価格や料金について競争原理が必ずしも十分に生かされていないことなどがその一因となっております。

これに対処するため、まず、国民の嗜好の変化に應ずる供給態勢の切りかえが必要であります。このため、たとえば、野菜の生産、出荷の増強等の施策を講じてまいりました。次に流通機構の合理化、輸送力の増強等を推進することです。このため、中央卸売市場における取引方法を改善し、食肉中央卸売市場の開設を急いでおります。さらに、需給状況に応じ、時期を失せず緊急輸入を行なうことでもあります。すでに牛豚肉等の緊急輸入をいたしました。これらの施策は、今後とも一層強化いたす所存であります。

他方、一部鉄鋼製品、繊維製品等の操短は、逐次これを緩和、撤廃し、価格の引き下げをはかってまいりました。格の引き下げは、少数の大企業による管理価格等については、検討を加えて、不当な価格維持を是正するため必要な措置を講ずる決意であります。(拍手) なお、特に大企業の製品については、その生産性

の向上に應ずる価格の引き下げにつとめるよう強く要請するものであります。便乗的な値上げを防止し、公共料金の抑制方針を引き続き堅持することはいちばんでございます。

しかしながら、最近における消費者物価の上昇は、その四〇％は農水畜産物、二五％は対個人サービス、二三％は加工食品等中小企業の製品の値上げによるものであります。このように、生産性の低い部門を中心とした消費者物価の上昇は、高度成長に伴う経済構造の変化によるものであり、消費者物価の上昇の基本的要因と考えられるのであります。すなわち、若年労働者、技術者を中心とした労働力の需給が逼迫し、賃金が大幅に上昇した中で、中小企業、サービス業等の部門において、格差の是正も加わって、より大幅に賃金が引き上げられ、業主、家族労働者の所得も、ともに増大したのであります。これらの部門では生産性の向上が困難な上、その合理化が図られたため、価格、料金の引き上げに転嫁されたのであります。

このことは、わが国経済が先進国型に近代化し、所得格差が解消する過程で当然生ずる現象であります。しかし、消費者物価が急速に上昇すること

は、経済の発展と国民生活の向上を阻害するおそれがあり、特段の配慮を払うことが必要であります。

このため、政府としては、財政、金融政策の健全なる運用に意を用いるとともに、中高年齢層を中心に労働力の流動化を極力推進するほか、特に農業、中小企業、サービス業における近代化を積極的に促進し、生産性を急速に向上させることによって、経済の成長力を維持しつつ消費者物価の安定を實現する決意であります。

私は、かような施策を強力に推進し進めることによって、物価の高騰を抑制し、ここ一兩年の間に必ず物価問題を解決すべく最善の努力を傾ける覚悟であります。(拍手)

外交について申し上げます。

去る八月モスクワにおいて、米英ソ三国の間に、部分的核実験停止条約が成立し、多年にわたり世界に向かつて、核実験の停止を強く訴え続けてきたわが国の主張が、ようやく部分的に實現されたのであります。政府は、去る八月十四日署名を了しました。この条約は、東西間の緊張緩和に向かうための第一歩であります。私は、米英ソ三国がこの機会に、さらに、高次の英知と勇断をもって、軍縮の前提となる実効

ある国際管理の方法について合意の道を見出し、もって軍事力の均衡水準を漸次引き下げつつ、全面完全軍縮に向かつて着実に歩を進めることを強く主張するものであります。(拍手)

しかしながら、今日の平和は、依然東西間の力の均衡に依存しているといわざるを得ません。今後の国際関係は、かかる力の均衡を背景としつつ、経済力の発展拡大と経済援助の競争に、より大きな重点が注がれていくものと予想されるのでありますが、このような情勢下において、わが国の果たすべき役割を認識し、自主的な外交施策を積極的に展開しなければなりません。

第一に、わが国は、賠償を通ずるほか、各種の経済的技術的協力を通じて、アジア諸国の経済発展に対して相対的な寄与を果たしてきたのであります。わが国が著しい経済発展を遂げた現在、アジア諸国に対するこれら経済技術的協力をさらに拡充すべきことは当然であります。さらに、進んでアジア全体の安定と平和を目ざし、より高度の友好的連帯関係の樹立に向かつて進まなければなりません。(拍手)私は、今回の旅行に際し、フィリピン、インドネシアの指導者に対し、マレー

シア問題につき、アジア全体の安定と平和のために、小異を捨てて大同につき、関係国間においてすみやかに事態を收拾するよう、強く訴えたのであります。幸いにして両国指導者も私の意のあるところを了として、問題解決に対する積極的な熱意を示されたことは、私の最も喜びとするところであります。(拍手)私は、この問題が、三国間の良識と善意に基づく話し合いによって解決の道が見出され、アジア安定のための新たな礎石が築かれることを強く期待するものであります。(拍手)

次に、日韓国交正常化の交渉につきましても、両国における国交正常化の早期実現を望む機運と相互理解の増進を背景として、過去二年の間に、幾多の難関に達しつつも、かなりの前進を見たのであります。目下のところ、漁業問題等について最終的な意見の一致を見るに至っておりますが、政府は、今後ともこれら諸懸案について、国民の納得する内容をもって、すみやかに合理的解決に達したいと願っております。(拍手)

わが国と西欧諸国との相互理解と協力関係につきましても、近時画期的な前進を見ております。今春来、英仏両国の外務大臣を迎え、近く、西ドイツ

の大統領及び外務大臣の来日を予定し、また、わが国からは外務大臣が、英仏並びに北欧三国を歴訪する等、相互の交渉はいよいよ緊密を加えたのであります。英国をはじめ、フランス、ベルルクス三国等西欧諸国との通商関係が、正常化する運びとなるとともに、政治、経済、文化等あらゆる分野にわたり、広範な基盤において協力関係が発展しつつあるのであります。

政府は、米国の安全保障条約によつて、わが国の安全と繁栄を確保することを、その外交政策の基本としてきたのであります。いまなお、これに対するいかなる批判が残存しておることは、まことに遺憾にたえません。はたして、日米安全保障条約が、かつてわが国の平和を危険におとしめたことがあったではありませんか。

(拍手)事実にはまさにその逆であります。この態勢のもとにおいて、初めてわが国は現状程度の防衛力をもって、よくその安全を保ち、経済のたくましい成長を具現することができたのであります。(拍手)原子力潜水艦の寄港も、それが核兵器を装備していない限り、安全保障条約に照らして当然のこととあります。もちろん、安全性の問題について国民の不安を除くため、目

下米側とも緊密に連絡しつつ、慎重な検討を続けているのであります。

わが国と共産圏諸国との貿易も近時着実な発展を見つつあります。中国大陸との間にも、昨年来正常な民間貿易が進展しつつありますが、これは、あくまで政経分離の原則に立つものであります。もとより、わが国と正常な外交関係にある国民政府との関係に改変を加えようとするものではないことはもちろん、今後国民政府との関係を一そう緊密にいたしたいと存じておるのであります。

政府は、当面急を要する災害対策、公務員給与引き上げ等に必要の補正予算と、これに関連する諸法案を今国会に提出いたしました。また、前国会において成立を見なかつたILO八十七号条約批准及び関連法案その他の諸法案等もあわせてこれを再提出いたしました。今国会は短期間でありましたが、正しい民主主義の基盤に立つて、すみやかに審議を尽くされ、正々堂々と事を決して国民の信頼と期待にこたえられ、ることを切望する次第であります。(拍手)

以上、内政、外交の両面にわたつて所信を述べてまいりましたが、私は、

これを次のように要約いたしたいと思
います。

内政においては、農業と中小企業の
近代化を完成して、生産性と所得を高
め、ひいては消費者物価の根本的解決
をはかり、国民の不安感を一掃し、か
つてない高度の福祉国家を築く決意で
あります。(拍手)

外交においては、国力の充実に応じ
つつ、アジアの繁栄と世界の平和に寄
与するため、自主的な外交施策を積極
的に展開し、日韓外交正常化とアジア
近隣諸国との経済協力を推進する覚悟
であります。(拍手)

政治の課題はいよいよ重大でありま
す。私は、みずからの姿勢を正すと同
時に、党の近代化を実現して、内閣の
基礎を固め、新たな力をもってこの
課題に立ち向かう決心であります。

(拍手)

私の所信を国民各位の批判に訴
え——私の所信を国民各位の批判に訴
え、理解と協力を切望してやまない次
第であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 外務大臣大平正
芳君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) キューバ事

件以後の国際情勢は、去る八月、米英
ソ三国間に成立を見た部分的核実験停
止条約に象徴されますように、緊張緩
和の方向に動きつつあります。また、
去る九月十七日に開会された国際連合
第十八回総会におきましても、米ソ両
国とも国際緊張緩和への姿勢を示し、
かつてない協調的空氣が見られるので
あります。一方、数年前より中ソ間に醸
成されつつありました不信と対立は、
昨年来とみにその深刻さを露呈し、鉄
の団結を誇つてきた共産圏も、明らか
に分極化の様相を深めつつあります。
そしてこのことが、ソ連をして、その標
榜するいわゆる平和共存政策を、一そ
う活発に展開せしめる要因になってお
ることも否定できません。

かかる緊張緩和への動きが、はたし
て、真の平和への前進であるか、ある
いはまたその前進への踏み台たり得る
かどうかにつきましてもの評価は、いま
だ定まるに至っておりません。なるほ
ど、部分的核実験停止条約の成立は、
人類を放射能の危険から救うことも
に、核兵器競争の激化を防ぐために役
立つものであることは申すまでもあり
ません。しかしながらいまだこの条約
に参加せず、あるいは公然とこれに反

対する若干の国があります。また、こ
の条約は、地下における核実験を禁止
してはいないばかりか、核兵器そのもの
の製造、貯蔵、運搬並びにその使用を
規制するものではないのであります。

加うるに、地下実験についての有効な
国際管理の方法についても、いまだに
関係国の間に意見の一致を見えない
状況であります。このように見てまい
りますと、全人類が希求する軍縮への
道が、いかに遠く、かつ、いかに困難な
ものであるかを痛感せざるを得ないの
であります。

今日の平和をささえるものは、依然
として、東西それぞれの陣営における
真剣な防衛努力を背景とする緊張した
力の均衡にあるといわざるを得ないの
であります。このような均衡関係に、
急激な、かつ、一方的な変改を加える
ことは、かえつて平和を危うくするも
のであります。このことは、まさに、
昨年のキューバ事件においてわれわれ
が体得したところであります。わが国
とその周辺の安全保障体制は、このよ
うな均衡関係の一翼を形成しつつ、極
東、ひいては世界の平和に貢献してま
いりました。われわれは、このよきな
世界情勢に対する認識を誤ることな
く、現在の安全保障体制を堅持しつ

つ、冷静、かつ、周到に今後の国際情
勢の動きに対処しなければなりません。

それと同時に、真の世界平和への
努力は、一刻たりともこれをゆるが
せにしてはならないのであります。
キューバ事件の収拾を契機として醸
成された緊張緩和への空氣は、あく
までもこれを保ちつつ、各国は、
かかる平和達成のために、たとえ
一歩でも二歩でも、その前進をは
かる具体的方途をくふうしてまいら
なければなりません。わが国が部分的
核実験停止条約に参加いたしましたの
も、まさにそのような考え方に立つも
のにはかなりません。われわれは、現
に核兵器を保有する大国が、漸次相互
の信頼をはぐみつつ、有効な国際管
理の方式を打ち出し、今日高い水準に
ある軍勢力を、その均衡を保ちつつ、
逐次低い水準へ引き下げるよう努力す
ることを強く期待するものでありま
す。(拍手) また、それを可能にする国
際世論と、国際環境の形成とに向かっ
て世界各国はそれぞれ応分の努力をい
たすべきであると思ひます。わが国が
その地位と能力に応じて果たすべき平
和のための有効な役割は、その意味
において決して少なくないのでありま

す。政府といたしましては、今後も、国
際連合をはじめとして、あらゆる機会
をとらえ、国際緊張の緩和と世界平和
のため、努力を続けてまいれる所存であ
ります。

次に、わが国と世界の諸国との関係
につき概観し、あわせて当面の諸問題
につきましても、若干の見解を申し述べ
たいと存じます。

日米関係は、防衛協力をはじめとし
て、全般的にますます緊密の度を加え
ており、国際レベルの定期的な会合の
ほか、問題に応じて密接な協議が活発
に行なわれ、満足すべき状況にありま
す。通商、金融等の領域におきまして
は、ときおり若干の問題が生じます
が、これは、日米両国がそれぞれ自由
で開放的な経済体制をとり、かつ、そ
の経済交流がますます緊密化するに
伴って、当然生ずべき性質のものであり
ます。これらは相互の理解と互譲の精
神をもって解決することにより、日米
両国の基本的な関係には何らの影響を
与えるものではないと信じます。政府
といたしましては、わが国の安全と繁
栄を保障するため、今後とも米国の
提携関係の強化拡充に一そう努力をい
たす考えであります。

なお、米原子力潜水艦の日本寄港問題であります。米國がわが國に寄港させようとしているのは、ボラリス潜水艦ではなく、単に原子力を推進力として利用しているにすぎない潜水艦でございます。したがって、すでに政府が国会の内外におきまして、屢次にわたって明らかにしてまいりましたとおり、これは、それ自体核兵器の日本への持ち込みでもなければ、また、将来における核兵器の持ち込みに連なるものでもありません。(拍手)このような潜水艦が日本に寄港することは、わが國の安全を保障し、極東の平和に寄与するための、日米間の防衛協力のたてまえから申しまして、また、科学の発展進歩によってもたらされた兵器の進歩の方向から申ししても、いわば当然のことです。(拍手)また、この原子力潜水艦は、その実用化以来過去七年有余にわたる通航実績が示しますように、その安全性はきわめて高いものであります。しかし、国民の中には、その安全性についてなお若干の不安を抱いている向きがありますので、政府は、米國側と密接な連絡をとりつつ、慎重にその安全性の解明につとめているのであります。政府としては、その

結論を得た上で、この問題の最終処理をいたすつもりであります。

カナダについては、先般オタワにおいて第二回日加閣僚委員会を開催し、両國間で共通の利害を有する諸問題について、腹藏のない意見の交換を行ないました。このことは、日加間の關係を一そう緊密化するのに役立つものと確信いたします。

わが國と西歐諸國との關係が、近來、一段と緊密の度を深めてまいりましたことは、御承知のとおりであります。私は、去る八月末より九月にかけ、

ノルウェー、スウェーデン、デンマークの各國を訪問し、引き続き、英仏兩國において、日英、日仏協議の第一回會議を行ないました。北歐三國におきましては、それぞれの首脳者と國際情勢一般、あるいは國際經濟問題等について會談するとともに、三國の實情を視察してまいりました。英仏兩國におきましては、兩國首脳者と、東西關係、アジア情勢、歐洲情勢等の國際情勢一般並びに國際經濟問題につきま

して、相互に率直な意見を交換いたしました。これらは、今後わが國の外交を推進し、歐洲各國との經濟交流を促進する上において益するところが多かつたと考えております。

日ソ關係であります。両國間の貿易は逐次健全な伸びを見せております。また、政府は、かねてわが北方領土周辺において操業中、ソ連官憲に拿捕抑留された漁民の釈放並びに漁船の返還につき努力を続けてまいりましたが、このほど抑留漁夫については合計百四十一名の釈放が実現いたしました。また、本年六月十日日俄島嶼周辺におけるコンブの採取に関する民間協定も締結を見るに至っております。

わが國とアジア諸國との友好關係がますます深められ、アジア諸國のわが國に対する信頼と期待がますます高まってきました。アジアに位するわが國が、アジアの安定と繁榮に寄与することにこそ、世界平和と達成のために果たすべきわが國独自の責務があると信ずるものであります。(拍手)わが國は、みずからが品位のある豊かな民主主義體制を確立して、アジアの道標となるとともに、アジア諸國の最も親近な友人として、その喜びとともに、その苦難をも分かち合わなければならないのであります。私は、わが國のこのような重要な責務を遂行するためにも、若干のアジアの國々との間に、いまなお残されている懸案は、一日も早く誠意を

もってこれを解決することが肝要であると考えております。(拍手)

日韓兩國の國交正常化のための交渉は、昨年中に諸求権問題の解決につき大筋の合意が見られ、現在交渉の局面は漁業問題に移っております。漁業問題は、兩國国民の関心と利害に直結し、かつ、交渉の全局を左右する問題でもありますので、國際慣行にのっとりた公正かつ適切な解決をもちたすべく、鋭意努力を傾注いたしております。この努力が実るならば、自然他の諸問題につきましても、順次合意の成立を期待し得るものと信じております。

次に、シンガポールにおける対日補償要求の問題について申し上げます。この種の賠償問題はサンフランシスコ平和条約により、法律的にはすでに解決済みではあります。政府としては、シンガポールとわが國の友好的な關係の維持発展を考慮しつつ、今日まで交渉を続けてまいりました。先般マレーシアが成立しましたので、同國政府との間において、この問題の可及的すみやかな解決をはかるべく、せっかく準備を進めております。

世界の平和は、世界經濟の繁榮を離れては考えられないところであります。さらには、現代文明の恵沢に浴し

得る機会を与えられることが、洋の東西を問わず、各國国民の基本的な願望となっております。幸い、わが國の場合、内外にわたる國民のたゆまざる努力と、諸外國との緊密な協調によりまして、戦後の經濟は著しい発展を遂げることができました。かくて、わが國は、アジアにおける唯一の先進工業國として、世界經濟の発展にますます大きな役割りと責任を持つに至ったのであります。

本年春、日英通商航海條約が発効し、フランス及びベネルクス三國との通商關係正常化についても合意が見られましたことは、すでに御承知のとおりであります。さらにそれに引き続き、オーストラリア、ローデシア・ニアサランド連邦の諸國も、わが國に対するガット三十五條の援用を撤回するに至り、世界主要國のわが國に対する通商面の差別除去という長年の懸案も、ここに一段落を迎えるに至りました。(拍手)わが國としては、今後とも國際協調を通じて、世界經濟の一そうの繁榮に寄与しなければなりません。このために政府は、OECDへの加盟、関税一括引き下げ交渉への積極的参加を通じて世界貿易の拡大に貢献

し、もって貿易立国の実をあげてまいる所存であります。

他方、国際収支の悪化によりその発展が停滞している後進地域の諸国は、昨年来、後進国産品の貿易拡大について、先進諸国の一そうの協力を求めております。かかる要請にこたえるため、明年三月国連の場において、後進国の貿易開発会議が開催される運びとなりました。わが国といたしましては、これら諸国のかかえる経済上の困難に對する深い理解と同情をもつて、後進国貿易発展のためにできる限りの協力を進めたいと考えております。(拍手)

さらに、先進諸国は、開発途上にある諸国との貿易拡大に努力するとともに、これらの国の産業、経済、教育、科学、衛生等の向上に寄与するため、資金と技術の両面にわたる開発援助の努力を積み重ねていくことが必要であります。政府は、インド、パキスタンに對しさらに新たな借款の供与を約束し、また、インドネシアに對しましては、その経済的な緊急事態を救うために、最近商品援助を与えることにいたしました。また、技術協力の分野におきましては、海外技術協力事業団の業務の充実に伴い、着実な進展を見ております。かくて、昭和三十七年における

る開発途上にある諸国に對するわが国の開発援助総額は、二億八千二百万ドルにのぼり、今後一そうこの分野における努力を強化する所存であります。

わが国が諸外国との経済関係を緊密化するとは、ひとり政府のみのよくなし得るところではありません。政府は、諸外国の実業界との相互理解を増進するため、わが国実業界の代表者をもつて構成する経済、貿易使節団をすでに南米のアンデス地域及び東欧地域に派遣しました。近く北米、欧州並びに北アフリカ地域に對しても、経済使節団を派遣すべく準備を進めております。

わが国の貿易は、現に自由圏との貿易を根幹として展開されており、それがわが国経済発展の原動力をなしていることは明らかなところであります。今後におきましても、わが国として、これら自由諸国との貿易を拡充することに貿易政策の重点を指向してまいることは、当然のことと考えております。一方、政府は、商業ベースでの共産圏との貿易は、これを推進するという政策をとつてまいりました。最近カナダ及びアメリカ小麦の共産圏に對する売却決定がありました。これは純然たる商業ベースによるものであ

りまして、これがためにわが国が従来とつてまいりました政策を変更する必要は認めていないのでございます。

海外移住につきましては、一昨年十二月アルゼンチンとの間に締結された移住協定が最近発効の運びとなり、また、昭和三十五年に締結されたブラジルとの移住協定も、近く発効する見込みであります。これにより両国への移住は一そう組織化され、移住者の地位の安定と、今後の移住の促進に、役立つことが期待されるのであります。また、政府は、去る七月新たに海外移住事業団を設立し、その自主的な運営により、移住実務を、中央、地方、海外を通じてより効率的に処理せしめることといたしております。

世界の平和を維持し、さらにその調和ある発展をはかるためには、国家間あるいは民族間の不信感を取り除き、すべての国家、すべての国民が、互いによく理解し合うことが最も重要と考えます。

(拍手)かねてより政府は、海外に對して、平和日本の実情を知らせるための努力を精力的に行なつてまいり、外国人のわが国に對する認識と関心は、近年とみに深まりつつあります。政府は、今後ともかおり高き日本文化をますます広く海外に普及するとともに、わが国の現状を周知せしめ、もつてわ

が国に對する諸外国の愛着と信頼を高めてまいりたい考えであります。

(拍手)

他方、政府は、外交方針を策定するにあたり、常に世論の動向に深甚な注意を払い、広く国民各位の支持を得べく、鋭意努力しております。私は、国民各位が、国際情勢の底流とその動向を冷静に認識され、わが国の安全と国民のしあわせを保証しつつ、世界の平和を念願する政府の外交方針に、十分の理解と協力を示されるよう強く期待するものであります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 大蔵大臣田中角榮君。

〔國務大臣田中角榮君登壇〕
○國務大臣(田中角榮君) 私は、今般、日加閣僚委員会並びに国際通貨基金、世界銀行等の年次総会に出席するため、カナダ及び米國を訪問してまいりました。

国際會議に列席しまして痛感いたしますことは、国際金融経済上におけるわが国の立場が近年とみに重要性を加え、いまや、わが国は国際経済の発展にとつて不可欠の役割りを果たすに至つておることとであります。わが国の国際的地位の向上は、戦後の復興及びその後の発展を通じて、産業構

造の高度化、所得水準の向上等、経済の基盤が着々と強化されてきたという事実に對する国際的評価によることはもちろんであります。さらに、わが国の貿易規模が大きくなり、世界各國との貿易関係が緊密であること、貿易・為替の自由化を強力に推進しつつあること、並びに低開発國に對する経済協力につき積極的に努力していることなど、国際経済に對する貢献と協調の実績がその裏づけとなつておるのであります。このようになわが国の地位の向上を可能ならしめた基礎的な要因は、勤勉にして、教育水準の高いわれわれ日本國民の力量にほかならないと考えまして、私は、心からこれを誇りと感じたのであります。(拍手)今後、世界の諸國がわが国に寄せる信頼と期待は増大するものと思われ、われわれが確固たる自信を持ち、より広い国際的な視野に立つて、自らの前途を切り開いていくならば、国際経済社会における有力なる一員としてのわが国の地位がいよいよ強固なものとなることは必然と信ずるものであります。

(拍手)

さて、最近におけるわが国経済の動向を見ますと、昨年の引き締め解除以来、経済活動は着実な回復過程をた

どつておるものと見られるのであります。鉄工業生産は、本年に入つて力強い上昇を示し、雇用、消費は着実な拡大を続け、国際収支もおおむね均衡を維持しております。このように、引き締め解除後における経済活動の回復は順調でありましたが、幸いにして、最近のわが国の経済界には、慎重、かつ、冷静な経営態度が支配的であり、経済活動の拡大が直ちに過熱に至るような勢いは、目下のところ、うかがわれなないのであります。私は、わが国経済界が、今後ますます慎重、かつ、合理的な経営態度に徹していくことによって、着実な上昇傾向が持続することとを念願いたしております。

今後、わが国経済が、国際経済との交流をますます緊密にし、かつ、国際経済の大勢に即しながら、さらに大きな発展を実現していくためには、わが国経済の有する成長力を安定的な歩度をもって伸長せしめつつ、その基調の中で、経済の各部門において、所要の体質改善を着々となし遂げていくことが肝要であります。

所要の体質改善とは、申すまでもなく、国民経済全体としての生産性を向上せしめ、もつて、将来の健全にして調和のとれた経済成長をはかるための

基礎的条件を、この際、一段と整備することであります。すなわち、わが国産業の国際競争力の強化、農業、中小企業等低生産性部門の近代化、道路、港湾や住宅等社会資本の充実のほか、産業立地の再編成、労働力移動の円滑化等をはかることであり、さらには、経済発展の根底にある国民の能力の開発と福祉の向上という課題にこたえるため、文教並びに社会保障の強化を期することであります。(拍手)

このような経済の各部門における質的強化施策を推進し、国民経済全体としての生産性の向上をはかることは、同時に、わが国の輸出力の培養強化、消費者物価問題の根本的解決につながるものでありますから、これらの施策こそ、国際収支及び物価の長期的な均衡ないし安定に至る正道であると信ずるものであります。(拍手)政府といたしましては、このようなわが国経済の質的改善を、健全にして調和のとれた成長基調の中で進めていくことをもつて、財政金融政策の主眼としてまいる所存であります。

したがって、来年度の予算編成にあたりまして、引き続き健全均衡の財政の方針を堅持し、経済に過度の刺激を与えないよう配慮することを基本

としつつ、税制面におきましては、国民生活の安定向上をはかり、あわせて、経済の各部門における体質改善を促進するため、大幅な減税をいたしますとともに、支出面におきましても、経費の思い切った重点化、効率化を通じて、さきに述べました国際競争力の強化、農業、中小企業の近代化、社会資本の充実等の質的強化策を効果的に展開してまいる考えであります。(拍手)

なお、このような財政政策の実施にあたりましては、金融も財政と相補い、相助け、兩者一体となつて、さきに述べた質的強化策を推進するよう運営されるべきものと考えます。

以上、わが国経済の現状と経済運営の基本的態度について申し述べましたが、次に、今回提出いたしました昭和三十八年度補正予算の大綱について御説明申し上げます。

一般会計予算の補正におきましては、国家公務員等の給与改善、食糧管理特別会計への繰り入れ等、当初予算作成後に生じた事由に基づき緊要となつた経費を追加することとし、これに應じまして、法人税等経済の拡大に伴う租税及び印紙収入の自然増収を見込むこととしております。その

総額は、千二百四十二億円でありまして、これにより、昭和三十八年度一般会計予算総額は、歳入、歳出とも二兆九千七百四十二億円と相なるわけであります。

歳出追加の第一は、国家公務員等の給与改善に関する経費でございます。国家公務員等の給与水準につきましては、民間給与との格差を是正するため、前年度におきましても、その引き上げをいたしましたにもかかわらず、その後の民間給与の上昇に伴い、再びこれとの間に相当の格差を生じております。このため、先般の人事院勧告の内容を尊重いたしまして、本年十月一日より所要の改定を行なうこととなり、これに要する経費として、総額二百六十二億円を計上いたしております。

第二は、食糧管理特別会計への繰り入れであります。昭和三十八年度産米の買入れ価格が当初予算における見込みを上回つて決定されたこと等によりまして、食糧管理勘定における損失が大幅に増加する見込みとなりましたので、同会計の経理運営の改善をはかるため、同会計の調整勘定へ二百五十億円を追加繰り入れすることとしております。

第三は、農業共済再保険特別会計への繰り入れでございますが、本年春以来の長雨により、三十八年度産麦が著しい減収となったことに伴い、農業共済再保険特別会計の支出する再保険金が当初の予定をはるかに上回り、再保険金の支払い財源に不足を来すことが見込まれますので、この不足額を補てんいたしますとともに、将来における異常災害の発生に備へ、同会計の支払い財源を充実する等のため、百六億円を計上いたしております。

第四は、災害復旧等事業に要する経費であります。昭和三十七年以前の発生にかかる災害の復旧等事業費につきましては、昭和三十八年度当初予算編成後、予定の進捗率を確保するために、相当の増加を必要とすることが明らかとなりましたために、百三十五億円を追加計上するとともに、これに伴う地方公共団体の資金需要の増加に充てるため、財政投融資計画においても所要の追加を行ない、その復旧に遺憾なきを期しております。なお、三十八年度発生にかかる災害に対しましては、すでに、既定の予備費をもつて応急の措置を講じてまいつたのであります。が、今回追加されます予備費百八十億

円も主として災害対策に充てられることとなる見込みでございます。

最後に、地方交付税交付金であります。が、所得税、法人税及び酒税を歳入に追加計上することに伴い、三百九億円を計上いたしております。

また、特別会計予算におきましては、一般会計予算の補正及び公務員の給与改善に関連して、食糧管理特別会計等につき、所要の補正を行なうこと

といたしております。ことに、政府関係機関の予算におきましても、日本国有鉄道につき、東海道幹線増設費に不足を生ずる見込みとなりましたので、四百四十三億円を追加し、予定どおり、明年十月の開業を期することといたしております。ほか、日本電信電話公社に九十億円の予算を追加計上して、工事の円滑な進捗に資することといたしております。

なお、予算補正に伴い、財政投融資計画におきましても、すでに述べました地方公共団体に対する追加のほか、政府関係機関予算の補正に関連して、日本国有鉄道、日本電信電話公社についても、所要の資金措置を講ずること

といたしております。以上、昭和三十八年度補正予算の大概を御説明いたしました。何とぞ政府

の方針を了とせられ、本補正予算に對し、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

次に、この機会に、当面の財政金融政策につきまして所信の一端を申し述べたいと存じます。

まず、租税政策について申し上げます。

政府は、昭和二十五年度以来、国税及び地方税にわたり、総額一兆一千五百億円にのぼる減税を実施してまいりました。その結果、国民の税負担は軽減合理化され、各税間のバランスも改善されてきておるのであります。

さらに、明年度におきましては、まず、国民生活の安定向上をはかるため、所得税の減税と住民税負担の不均衡是正、住宅建設を促進するための不動産取得税、固定資産税の減免のほか、電気ガス税の減税を実施いたしたいと存じます。

また、開放経済への移行に對処して、資本の蓄積を促進し、企業基盤の強化をはかるため、企業課税の軽減等の措置を講ずる所存であります。

特に、貿易依存度の高いわが国経済におきましては、輸出の伸長がきわめて重要でありますので、この際、輸出

産業の基盤強化のための税制の確立を

期したいと考えておるのであります。(拍手)

以上の見地から、明年度の税制改正におきましては、国税及び地方税を通じて、平年度二千億圓に近い規模の減税を実施する所存であります。(拍手)

次に、今後の金融政策について申し上げます。

最近におけるわが国の金融情勢は、おおむね平穏に推移しているものと認められますが、資金需要につきましては、なお一部にかなり根強いものがあるように見受けられます。このような動向に加え、今後、年末に至る間は、財政の大幅な散超期となりますので、弾力的、機動的に金融調節を実施すること等により、金融基調に過度のゆるみの生じないよう配意し、資金供給の適正化をはかつてまいりる所存であります。

なお、中小企業に対する年末金融の円滑化につきましては、財政資金を追加する等、必要な資金の供給に遺憾なきを期しております。

貿易・為替の自由化に伴い、わが国経済は、各部門にわたって国際競争力の強化が要請されているのであります。産業界においては体質改善の努力がいまや喫緊の要務となっておりますので

ありますが、この点につきましては、金融界もまた例外たり得ないのであります。金融界は、この際、その公共的、社会的責任をあらためて深く自覚し、まず、みずからの体質改善をはかり、相互の過当な競争を自制し、進んで、新しい見地に立つて協調の体制を確立し、開放経済のもとにおける金融機関の責務を十二分に果たしていかなるよう、切に期待するものであります。

また、経済の新しい局面に對処して、中小企業等立ちおくれた部門の合理化、近代化を促進し、わが国経済全般の能率向上をはかることが今後の課題となるのであります。この面におきましても、民間金融機関の協力にま

つとめるべきです。政府といたしましては、この見地から、中小企業金融公庫等政府関係金融機関の資金の確保につき、今後とも、格段の配慮をいたしてまいりる所存であります。(拍手)

さらに、この際、貯蓄の一そのの増強をはかることが基本的に重要であります。また、企業の自己資本を充実し、長期安定資金を確保することも、重要な課題の一つであります。政府におきましては、今後とも貯蓄の増強の

ため、積極的な配意を行なうとともに、株式市場及び公社債市場の健全化と育成強化を一段と促進する施策を講ずる考えであります。企業の側におきましても、健全にして堅実な経営を旨とし、自力による資本構成の改善につとめるとともに、資金の借り入れについても、節度ある態度を保持することが望ましいことは、言うまでもないのであります。

次に、国際収支の状況並びにこれに関連する当面の国際金融政策について申し述べます。

国際収支は、年初来、おおむね順調に推移しており、外貨準備高は、昨年末の十八億四千万ドルから本年九月末には十九億六千万ドルに増加いたしました。この間、一昨年の国際収支対策として米市中銀行から借り入れしました特別借款も、全部返済し終わったのであります。

元来、国際収支は、内外経済の動向等によつて変動しやすいものであります。が、先般のケネディ教書に見られるドル防衛策の強化、各国の輸出競争の激化、さらに、OECD加盟、IMF八条国移行等に伴う貿易・為替の自由化の推進など、よりきびしい環境の中で国際収支の均衡を確保していくため

昭和三十三年十月十八日 衆議院會議録第三号

田中大蔵大臣の財政に関する演説 オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案

三三

には、財政金融が一体となつて、わが国の経済活動を安定的ならしめることも、もとより必要であります。直接には、輸出をはじめとして対外受け取りの一その拡大をはかることがきつめて肝要であります。

このような情勢に対応し、従来にも増して、輸出力の強化、貿易外収入の増大の施策を強力に推進するなど、民間と政府が一体となつて、国際収支の長期的安定を達成するため、格段の努力、くふりを傾注してまいりたいと考えます。

なお、関税を引き下げることによつて国際貿易を一そう拡大しようとする動きが、世界の大勢となつており、わが国も、ガットにおける関税一括引き下げ等の交渉に積極的に参加しております。関税政策を遂行するにあたりましては、各産業の実情を十分考慮して、周到な配慮をいたすべきことはもとよりであります。今後、関税一括引き下げを進めてまいりますためには、わが国産業の国際競争力を充実することが不可欠の前提条件であります。このための合理化、近代化の努力が一段と強化されることを切望するものであります。

また、長期安定外資の秩序ある導入をはかることは、社会資本の充実、産業基盤の強化のための資金源を確保する上にも、きつめて重要であります。先般、私の渡米に際しまして、道路建設資金に充当するための世銀借款が調印せられ、また、今後の世銀借款の見通しも得られましたことは、まことに喜ばしいことであります。(拍手)

近時、国際経済は、いよいよ相互依存の関係を深めており、諸国間の協調と協力の重要性も増大しております。わが国のOECD加盟につきましましては、今国会において御承認を求めますなど、所要の手續が進められておりますが、この加盟によりまして、わが国は、加盟諸国との協力関係の緊密化を通じて、国際経済の発展に一段と寄与し得ることとなるのであります。他方、最近世界の関心が集まつております低開発国問題につきましても、わが国といたしましては、低開発国の立場に深い理解をもつて協力してまいつておりますが、さらに、今後とも、できる限りの協力を推進してまいりたいと考えてるのであります。

このようにして、世界各国との貿易並びに資本交流を拡大して、国際分業の利益を一そう享受し得ることは、わが国経済の安定的成長に資するものであると存じますので、わが国の輸出振興及び経済協力に関しましては、金融の面におきましても、この際、格段の改善充実をはかる所存であります。以上、わが国経済の課題と当面の財政金融政策に関する所信を申し述べました。

わが国経済が、なお豊かな活力に恵まれており、あすへの発展の可能性を蔵していることは明らかであります。私は、われわれ国民がすでに蓄積した力を自覚するとともに、いたづらに功を急ぐことなく、足もとを固め、着実な前進をはかることによつて、さらに洋々たる将来を開けることを確信するものであります。(拍手)

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○竹下登君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、内閣提出、オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたします。

る法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 竹下登君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年十月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案
オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案

き製造たばこの販売に関する法律(昭和三十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「両切り紙巻たばこの下に」又は「フィルター付き紙巻たばこ」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本専売公社が販売している寄附金付き製造たばこ「オリンピック」につき、フィルター付き紙巻たばことすることを要望に即応し、あわせてその販売数量の増加に資するため、両切りもののほかフィルター付きものを販売することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。オリンピック東京大会準備促進特別委員長島村一郎君。
「報告書は本号末尾に掲載」

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 ただいま議題となりま
したオリンピック東京大会の準備等に
必要な資金に充てるための寄附金付き
製造たばこの販売に関する法律の一部
を改正する法律案につきまして、オリ
ンピック東京大会準備促進特別委員会
における審査の経過並びに結果を御報
告いたします。

御承知のとおり、前国会において成
立を見ました本法に基づき、日本専売
公社はオリンピック東京大会の準備等
に必要な資金に充てるための寄附金つ
き製造たばこオリンピックを販売する
ことによつて、財団法人東京オリ
ンピック資金財団の資金調達に協力して
まいっているであります。

このオリンピックは、両切り紙巻き
たばこということになっております
が、これをフィルターつき紙巻きたば
ことすることにしているの要望に
応ずるとともに、その販売数量の一
増し加をはかり、もつてオリ
ンピック資金財団における資金の円滑な調
達に資するため、オリンピックにつ
いて、両切りもののほか、フィルター
つきものも販売することができると
するものであります。

本案は、昨十七日本委員会に付託に
なり、本日、政府より提案理由の説明
を聴取した後、質疑を終了し、採決の
結果、全会一致をもつて原案どおり可
決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしま
す。
本案は委員長報告のとおり決するに
御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと
認めます。よつて、本案は委員長報告
のとおり可決いたしました。

衆議院議員の総選挙に関する臨時

特例法案(公職選挙法改正に関

する調査特別委員長提出)

○竹下登君 議事日程追加の緊急動議
を提出いたします。

すなわち、公職選挙法改正に関する
調査特別委員長提出、衆議院議員の総
選挙に関する臨時特例法案は、委員会の
審査を省略してこの際これを上程し、
その審議を進められんことを望みま
す。

○副議長(原健三郎君) 竹下登君の動
議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと
認めます。よつて、日程は追加せられ
ました。

衆議院議員の総選挙に関する臨時特
例法案を議題といたします。

衆議院議員の総選挙に関する臨時
特例法案
右の議案を提出する。

昭和三十三年十月十八日

提出者
公職選挙法改
正に関する調
査特別委員長
小泉 純也

衆議院議員の総選挙に関する臨
時特例法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律の施行の日以後は
じめて行なわれる衆議院議員の総
選挙については、この法律に規定
する特例によるほか、公職選挙法
(昭和二十五年法律第百号。以下
「法」という。)及び国会議員の選挙
等の執行経費の基準に関する法律
(昭和二十五年法律第百七十九号。
以下「基準法」という。)の定めると
ころによる。

(投票所の開閉時間)

第二条 前条の総選挙について、法
第四十条第一項の規定を適用する
場合においては、同項中「午後六
時」とあるのは、「午後八時」と読
み替えるものとする。

(連呼行為)

第三条 第一条の総選挙について、
法第四十条の二の規定を適用す
る場合においては、同条ただし書
中「おいてする場合」とあるのは、
「おいてする場合並びに午前九時
から午後五時までの間に限り第百
四十一条(自動車、拡声機及び船
舶の使用)の規定により選挙運動
のために使用される自動車又は船
舶の上においてその運行中又は停
止中においてする場合」と読み替
えるものとする。

2 法第四十条の二ただし書の規
定により選挙運動のための連呼行
為をする者は、学校(学校教育法
(昭和二十二年法律第二十六号)第
一条に規定する学校をいう。)及び
病院、診療所その他の療養施設の
周辺においては、静穏を保持する
ように努め、支障のないようにし
なければならない。

3 第一条の総選挙について、法第
百四十一条の三の規定を適用する
場合においては、同条ただし書中
「但し」とあるのは、「但し、第百
四十条の二ただし書の規定により
自動車の上において選挙運動のた
めの連呼行為をすること及び」と
読み替えるものとする。

(文書図画の掲示)

第四条 第一条の総選挙について、
法第四十三條の規定を適用する
場合においては、同条第一項第四
号中「演説会の開催中及び街頭演
説の場所においてその演説中」と
あるのは「演説会の開催中」と、同
条第六項中「会場又は場所」とある
のは「会場」と読み替えるものとす
る。

(選挙運動用ポスターの制限)

第五条 第一条の総選挙について
は、法第四十四條第一項及び第
二項の規定は、適用しない。
2 第一条の総選挙について、法第
百四十四條第三項及び第四項の規
定を適用する場合においては、こ
れらの規定中「第一項のポスター」
とあるのは、「前条第一項第五号
のポスター」と読み替えるものと
する。

第六條 第一條の総選挙について

は、法第百四十三條第一項第五号のポスターは、法第百四十四條の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につき一枚を限り掲示する場合のほかは、掲示することができない。

を揭示した者は、二年以下の禁錮又は三千元以上五万円以下の罰金に処する。

第七條 第一條の総選挙について、

法第四百四十四条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項中「一箇所以上設けなければならぬ。」とあるのは、「三箇所以上五箇所以内設けなければならぬ。」とだし、市町村の選挙管理委員会とは、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、その数を減ずることができると読み替へるものとする。

第八条 第一条の総選挙について、

法第百四十四条の二の規定により
ポスターの掲示場を設置する場合

においては、土地又は工作物の所有者、管理者又は居住者は、ポスターの掲示場の設置に關し、事情の許す限り協力しなければならない。

第一条の総選挙について、法第百四十四条の二第一項の規定によるポスターの掲示場が設置された

ときは、都道府県の選挙管理委員会、選挙の期日の公示があつた後、直ちに、ポスターの掲示場の設置場所につき、公職の候補者が、知ることができるより適当な措置を講じなければならない。

第九條 第一條の総選挙について、

法第四百四十九條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「衆議院議員及び」とあるのは、「衆議院議員の選挙にあつては五回」と読み替えるものとする。

第十条 第一条の総選挙について、

法第百五十一条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「概ね十回」とあるのは、「ラジオ放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九条第一項第一号イに規定する標準放送をいう。）」に

より概ね十回及びテレビジョン放送（同号ハに規定するテレビジョン放送をいう。）により概ね三回」と読み替えるものとする。

第十一条 第一条の総選挙につい

て、法第百六十四条の二第五項及び第六項の規定を適用する場合に於いては、同条第五項中「立札一箇を」とあるのは「立札二箇を」となり、同条第六項中「ちようちん（一箇に限る。）及び中」ちようちん（一箇に限る。）及び中」とあるのは「ちようちん（一箇に限る。）及び中」と読み替へるものとする。

(街頭演説の場所の確保の除外)

は、法第百六十四条の九の規定は、適用しない。

第十三条 第一条の総選挙につい

て、法第百六十五條及び法第百六十五條の二の規定を適用する場合においては、これらの規定中「街頭演説」とあるのに、「街頭演説（第百四十條の二ただし書の規定により自動車の上においてする連環行

為を含む。」と読み替えるものとする。

第十四条 第一条の総選挙について

は、法第二百一条の四第六項第二号の規定は、適用しない。

（政党その他の政治団体の政治活動の規制）

第十五条 第一条の総選挙につい

て、法第二百一条の五第一項の規定を適用する場合においては、同項ただし書中「左の各号に掲げる政治活動につき」とあるのは、「左の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間」と読み替へるものとする。

2 第一條の総選挙について、法第

二百一条の五第二項の規定を適用する場合においては、同項中「使用

第一、第二の條の條義等について

合においては、同条中「一投票区」と
千五百円とあるのは「二区
千五百円」三町村

2 第一条の総選挙について、基準法第九条の二の規定を適用する場合においては、同条中「三百円」と

「使用することができる。ただし、前項第四号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。」と読み替えるものとする。

3 第一条の総選挙について、法第

二百一条の十二の規定を適用する場合においては、同条第二号中「並びに第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)第一項第四号(第二百一条の七第一項において準用する場合を含む。のポストー及び同項第五号」とあるのは、「及び第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)第一項第五号」と読み替えるものとす

千円
 五百円
 五百円

と読み替へるものとする。

あるのは、「千円」と読み替へるものとする。

のとする。

準法第八条の二の規定を適用する場
 るのは「一 掲示場」と、

「一 区
 二 市
 三 町
 二 村

法第十四条の規定を適用する場合

においては、同条の表の衆議院議員選挙の欄中「四〇〇」とあるのは

「一日につき一、二〇〇」と、「一、二〇〇」とあるのは「一日につき一、二〇〇」とあるのは「一日につき三五〇」とあるのは「一日につき一、二〇〇」と読み替えるものとする。

4 第一条の総選挙については、基準法第十条の二及び基準法附則第三項の規定は、適用しない。

第十七条 第一条の総選挙について、基準法第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定によつて算出したそれぞれの額に、これらの額と、投票所、開票所、選挙会、選挙公報の発行、演説会及び立会演説会その他の事務に従事する者の超過勤務手当、これらの事務に使用する労働者その他の者に支給する報酬その他これらの事務に要する経費につき政令で定める基準に従い給与改訂、物価変動等を勘案して算定した適正な経費の額との差額をそれぞれ加算するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

次の衆議院議員の総選挙につき、公職選挙法及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約十四億四千万円の見込みである。

○副議長(原健三郎君) 提出者の趣旨を明を許します。公職選挙法改正に関する調査特別委員長小泉純也君。

〔小泉純也君登壇〕

○小泉純也君 ただいま議題となりました衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党の協議に基づき、本十八日に成案を得て本委員会の提出にかかる法律案として提出されたものであります。

申すまでもなく、民主政治の健全な発展を期するために、選挙が公明、かつ、適正に行なわれることがきわめて肝要であります。御承知のとおり、昨年十一月に設置されました選挙制度審議会は、選挙の公明化をはかるための方策について慎重に審議を尽くされ、去る十五日政府に答申をされたのであります。この審議会の答申は選挙の基本に触れる問題も含まれており、これらの答申事項のすべてを直ちに立法化するには相当の期間を要することになります。よつて今回は、さしあたり次の総選挙について実施することが適当であると認められる事項を取りまとめ、次の選挙の臨時特例としてこの法律案を提出した次第でございます。

以下、おもな内容について概略の説明をいたします。

第一に、投票日における選挙人の利便をはかるため、投票時間は従来午後六時で締め切られておりましたが、これを午後八時まで延長することにいたしました。

第二は、選挙人に対して候補者の政見、抱負、政策の周知徹底をはかるため、新聞広告の回数を五回に増加し、個人演説会場の公営立て札を二個に増加したほか、新たにテレビジョンによる経

歴放送を公営により実施する等、選挙公営の拡充をはかることといたしました。

第三は、最近の選挙の実情にかんがみ、選挙運動面における種々の弊害を防止し、また、選挙の管理、執行の合理化をはかるため、ポスター掲示場を一投票区について、原則として三カ所以上五カ所以内設置することとし、掲示場の増設をはかることと、選挙運動用ポスターについては掲示場以外に一切掲示できないこととしたのであります。なお、これに伴つて、確認団体等についても、特定の候補者の選挙運動にわたるようなポスターの掲示は認めないことといたしました。また、街頭演説の場所においては、ポスター、立て札等は使用できないことにする等の措置をとることにいたしました。

第四は、政党その他の政治団体の政治活動に関する規制の合理化をはかるため、確認団体の政治活動について、選挙の当日においては選挙運動とまぎらわしいため、これをすることができないことといたしました。

第五は、選挙運動の方法について、運行中の選挙運動用自動車または船舶の上で、午前九時から午後五時までの間に限り、選挙運動のため連呼行為を

することができるといたしました。したが、あわせて学校、病院等の周辺においては静穏を保持するようつとめなければならぬことといたしましたのであります。

第六は、以上のような措置と関連して、次の総選挙の執行にあつて国が負担する経費の基準について、所要の特例を設けることといたしました。そのおもなものは、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立ち会い人、開票立ち会い人及び選挙立ち会い人の費用弁償額、公営ポスター掲示場の設置費、個人演説会における公営立て札の経費等について、その基準を実情に即するよう増額しようとするものであります。

以上がこの法律案の要旨であります。が、何とぞすみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

昭和三十一年十月十八日 衆議院會議録第三号

肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件等二件 朗読を省略した議長の報告

三六

肥料審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○副議長(原健三郎君) おはかりいたします。

内閣から、肥料審議会委員に参議院議員大河原一太郎君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

○副議長(原健三郎君) 内閣から、科学技術會議議員に堀井剛君、田代茂樹君、丹羽周夫君、社会保険審査会委員に岡村周美君、腰部英雄君を任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○竹下登君 国務大臣の演説に対する質疑は延期し、来たる二十一日午後二時より本会議を開きこれを行なうこととし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 竹下登君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	池田 勇人君
法務大臣	賀屋 興宣君
外務大臣	大平 正芳君
大蔵大臣	田中 角榮君
文部大臣	灘尾 弘吉君
厚生大臣	小林 武治君
農林大臣	赤城 宗徳君
通商産業大臣	福田 一君
運輸大臣	綾部健太郎君
郵政大臣	古池 信三君

労働大臣 大橋 武夫君
建設大臣 河野 一郎君
自治大臣 早川 崇君
国務大臣 佐藤 榮作君
国務大臣 福田 篤泰君
国務大臣 宮澤 喜一君
国務大臣 山村新治郎君
出席政府委員
内閣官房長官 黒金 泰美君
総理府総務長官 野田 武夫君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、今十八日、内閣から、肥料審議会委員に参議院議員大河原一太郎君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十八日、内閣から、科学技術會議議員に堀井剛君、田代茂樹君及び丹羽周夫君を任命したので、科学技術會議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(応召議員)

一、今十八日、召集に応じた議員は次の通りである。

北海通	第一区選出	権熊 三郎君
第五区選出	永井勝次郎君	
岩手県第一区選出	野原 正勝君	
秋田県第一区選出	佐々木義武君	
石山 權作君	長谷川四郎君	
群馬県第二区選出	小笠 公昭君	
徳島県選出	加藤常太郎君	
香川県第二区選出	吉田 茂君	
高知県選出	錦林三喜男君	
佐賀県選出		
(常任委員辞任)		
一、昨十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。		
内閣委員	内海 安吉君	
地方行政委員	丹羽喬四郎君	
富田 健治君	松本 一郎君	
法務委員	田澤 吉郎君	
外務委員	濱野 清吾君	
北澤 直吉君		
文教委員	渡海元三郎君	
社会労働委員		
加藤謙五郎君		
農林水産委員		

田口長治郎君 山中 貞則君
商工委員 白濱 仁吉君
運輸委員 加藤常太郎君
通信委員
鈴木 善幸君 前尾繁三郎君

建設委員 久野 忠治君 二階堂 進君
予算委員 北澤 直吉君
決算委員 荒松清十郎君
議院運営委員 金子 一平君 久野 忠治君
懲罰委員 川島正次郎君

一、昨十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員	富田 健治君
地方行政委員	北澤 直吉君
津島 文治君	濱野 清吾君
法務委員	加藤謙五郎君
外務委員	久野 忠治君
川島正次郎君	田口長治郎君
文教委員	
社会労働委員	
福家 俊一君	
農林水産委員	渡海元三郎君
入田 貞義君	二階堂 進君
商工委員	西村 英一君
運輸委員	

昭和三十一年十月十八日 衆議院會議録第三号 朗読を省略した議長の報告

通信委員

秋田 大助君

加藤常太郎君

建設委員

鈴木 善幸君

前尾繁三郎君

予算委員

決算委員

荒船清十郎君

議院運営委員

竹下 登君

白濱 仁吉君

懲罰委員

安藤 覺君

内海 安吉君

(特別委員選任)

一、昨十七日、議長において、次の通り特別委員を指名した。

災害対策特別委員

秋山 利恭君

井村 重雄君

池田 清志君

稲葉 修君

浦野 幸男君

小澤 太郎君

大久保武雄君

大野 市郎君

加藤録五郎君

飯谷 忠男君

小島 徹三君

笹本 一雄君

藤原 雄次君

壽原 正一君

田中 正巳君

谷垣 專一君

網島 正興君

中島 茂喜君

福家 俊一君

藤井 勝志君

古川 丈吉君

細田 吉藏君

前田 義雄君

松田 鐵藏君

毛利 松平君

米山 恒治君

石山 權作君

岡本 隆一君

角屋堅次郎君

五島 虎雄君

佐野 憲治君

坂本 泰良君

島本 虎三君

田口 誠治君

中島 巖君

中村 英男君

広瀬 秀吉君

松前 重義君

吉村 吉雄君

玉置 一徳君

公職選挙法改正に関する調査特別委員

青木 正君

宇野 宗佑君

大上 司君

岡崎 英城君

岡田 修一君

亀岡 高夫君

飯谷 忠男君

菅 太郎君

久保田四次君

久保田藤麿君

小泉 純也君

辻 寛一君

渡海元三郎君

長谷川 峻君

藤田 義光君

前田 義雄君

大原 亨君

太田 一夫君

島上善五郎君

二宮 武夫君

畑 和君

堀 昌雄君

矢尾喜三郎君

山中日露史君

井堀 繁男君

科学技術振興対策特別委員

安倍晋太郎君

天野 公義君

伊藤宗一郎君

池田正之輔君

内田 常雄君

小沢 辰男君

菅野和太郎君

佐々木義武君

齋藤 憲三君

坂田 英一君

寺島隆太郎君

中曾根康弘君

保科善四郎君

細田 吉藏君

前田 正男君

山口 好一君

石川 次夫君

岡 良一君

河野 正君

田中織之進君

西村 関一君

原 茂君

村山 喜一君

山口 鶴男君

内海 清君

石炭対策特別委員

有田 喜一君

有馬 英治君

大高 康君

大竹 作聖君

岡本 茂君

上林山榮吉君

神田 博君

木村 守江君

始関 伊平君

澁谷 直藏君

周東 英雄君

中川 俊思君

中村 幸八君

濱田 正信君

原田 憲君

山本 猛夫君

井手 以誠君

岡田 利春君

北山 愛郎君

多賀谷真稔君

滝井 義高君

中村 重光君

細迫 兼光君

松井 政吉君

伊藤卯四郎君

オリニピック東京大会準備促進特別委員

伊能繁次郎君

上村千一郎君

白井 莊二君

大沢 雄一君

海部 俊樹君

金子 一平君

小金 義照君

小平 久雄君

島村 一郎君

田川 誠一君

中村 梅吉君

中山 マサ君

羽田武嗣郎君

長谷川 峻君

藤原 節夫君

松永 東君

大柴 滋夫君

小林 信一君

佐藤觀次郎君

田中 武夫君

田原 春次君

中村 高一君

平岡忠次郎君

三木 喜夫君

佐々木良作君

国際労働条約第八十七号等特別委員

安藤 覺君

有馬 英治君

井村 重雄君

浦野 幸男君

小笠 公昭君

小沢 辰男君

倉石 忠雄君

澁谷 直藏君

正示啓次郎君

田澤 吉郎君

田中 龍夫君

田中 正巳君

中野 四郎君

長谷川 峻君

松浦周太郎君

松本 俊一君

松山千恵子君

森田重次郎君

森山 欽司君

米田 吉盛君

有馬 輝武君

石山 權作君

大原 亨君

河野 密君

阪上安太郎君

田邊 誠君

多賀谷真稔君

野原 覺君

吉村 吉雄君

井堀 繁男君

(特別委員長互選)

一、昨十七日、特別委員会において、委員長互選の結果、次の通り当選した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

正に關する調査特別委員長

小泉 純也君

オリニピック東京大会準備促進特別委員長

島村 一郎君

(理事互選)

一、昨十七日、特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

亀岡 高夫君

久保田四次君

井堀 繁男君

上村千一郎君

白井 莊二君

門司 亮君

(特別委員長補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

理事

青木 正君

大上 司君

岡崎 英城君

菅 太郎君

辻 寛一君

太田 一夫君

畑 和君

堀 昌雄君

オリニピック東京大会準備促進特別委員会

伊能繁次郎君

上村千一郎君

小金 義照君

小平 久雄君

羽田武嗣郎君

小林 信一君

佐藤觀次郎君

平岡忠次郎君

(特別委員辞任)

一、昨十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

亀岡 高夫君

久保田四次君

井堀 繁男君

上村千一郎君

白井 莊二君

門司 亮君

(特別委員補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

理事

青木 正君

大上 司君

岡崎 英城君

菅 太郎君

辻 寛一君

太田 一夫君

畑 和君

堀 昌雄君

オリニピック東京大会準備促進特別委員会

伊能繁次郎君

上村千一郎君

小金 義照君

小平 久雄君

羽田武嗣郎君

小林 信一君

佐藤觀次郎君

平岡忠次郎君

(特別委員辞任)

一、昨十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

亀岡 高夫君

久保田四次君

井堀 繁男君

上村千一郎君

白井 莊二君

門司 亮君

(特別委員補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

理事

青木 正君

大上 司君

岡崎 英城君

菅 太郎君

辻 寛一君

太田 一夫君

畑 和君

堀 昌雄君

オリニピック東京大会準備促進特別委員会

伊能繁次郎君

上村千一郎君

小金 義照君

小平 久雄君

羽田武嗣郎君

小林 信一君

佐藤觀次郎君

平岡忠次郎君

(特別委員辞任)

一、昨十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

亀岡 高夫君

久保田四次君

井堀 繁男君

上村千一郎君

白井 莊二君

門司 亮君

(特別委員補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

理事

青木 正君

大上 司君

岡崎 英城君

菅 太郎君

辻 寛一君

太田 一夫君

畑 和君

堀 昌雄君

オリニピック東京大会準備促進特別委員会

伊能繁次郎君

上村千一郎君

小金 義照君

小平 久雄君

羽田武嗣郎君

小林 信一君

佐藤觀次郎君

平岡忠次郎君

(特別委員辞任)

一、昨十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

亀岡 高夫君

久保田四次君

井堀 繁男君

上村千一郎君

白井 莊二君

門司 亮君

(特別委員補欠選任)

一、昨十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

理事

青木 正君

大上 司君

岡崎 英城君

菅 太郎君

辻 寛一君

太田 一夫君

畑 和君

堀 昌雄君

オリニピック東京大会準備促進特別委員会

伊能繁次郎君

上村千一郎君

小金 義照君

小平 久雄君

羽田武嗣郎君

小林 信一君

佐藤觀次郎君

平岡忠次郎君

(特別委員辞任)

一、昨十七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

昭和三十一年十月十八日 衆議院會議録第三号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

公職選挙法改正に関する調査特別委員

上村千一郎君 白井 莊一君
門司 亮君 龜岡 高夫君
久保田四次君 井堀 繁男君

(議案提出)

一、昨十七日、議員から提出した議案は次の通りである。

電源開発促進法の一部を改正する法律案(小笠公昭君外六名提出)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(八田貞義君外十四名提出)

駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案(中村高一君外十二名提出)

一、今十八日、委員長から提出した議案は次の通りである。

衆議院議員の総選挙に関する臨時特別法案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

(議案付託)

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第一九号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

以上三件 大蔵委員会 付託
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案(内閣提出第二一号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

国立学校設置法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

以上三件 文教委員会 付託
特定産業振興臨時措置法案(内閣提出第二四号)

商工委員会 付託

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

オリンピック東京大会準備促進特別委員会 付託

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるため日本専売公社が販売している寄附金付き製造たばこ「オリンピック」につき、フィルター付き紙巻たばこにすることについての要望に即応し、あわせてその販売数量の増加に資するため、両切りのもののほかフィルター付きのものを販売することができるものとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、オリンピック東京大会の準備等に必要資金の調達確保を図るために妥当なる措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年十月十八日

オリンピック東京大会準備促進 島村 一郎
特別委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 六二一

官 報